

ふじみ野市市有財産(土地)売払
案 内 書
(R 2)



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

ふじみ野市総務部資産管理課

目次

| | |
|-------------------------------|------|
| 市有財産の売払い事務の流れ | 3 P |
| 今回の売払い物件の売払い条件及び申込み手続きについて | 5 P |
| 1-1 売払う市有財産 | 5 P |
| 1-2 建物解体撤去条件等 | 5 P |
| 2 入札保証金 | 6 P |
| 3 一般競争入札に参加できる方 | 7 P |
| 4 一般競争入札に参加できない方 | 7 P |
| 5 売払い物件上に建築する建築物の使用制限 | 8 P |
| 6 売払い物件上に建築する建築物について | 8 P |
| 7 入札参加申込みの方法 | 8 P |
| 8 入札参加申込書及び添付書類 | 8 P |
| 9 物件情報及び契約条項を示す書類の配付場所及び配付期間等 | 9 P |
| 10 物件の説明会及び下見会の開催 | 9 P |
| 11 入札及び開札の場所及び日時 | 10 P |
| 12 入札の方法 | 10 P |
| 13 落札者の決定方法 | 11 P |
| 14 契約及び契約保証金 | 11 P |
| 15 売買代金の納入 | 11 P |
| 16 売払いに係る条件 | 11 P |
| 17 その他 | 12 P |
| 18 問合せ先 | 12 P |
| 様式1 市有財産一般競争入札参加申込書 | 13 P |
| 様式2 辞退届 | 14 P |
| 様式3 入札書 | 15 P |
| 様式4 委任状 | 16 P |

市有財産の売払い事務の流れ

今回、売り出す土地は、一般競争入札により公売します。
一般競争入札の手続は、次のとおりです。

事務手順 1

入札の公告・案内書配付
(令和2年9月7日(月)から
令和2年9月23日
(水)まで)

【説明】

本案内書は、入札に参加するに当たっての重要な事項が記載されていますので、必ず熟読してください。



事務手順 2

入札参加受付
(令和2年9月8日(火)から
令和2年9月23日
(水)まで)

【説明】

入札参加要件を確認し、納得した上で申込みをしてください。参加申込みの取消は、受付期間内であればいつでもできます。

参加申込書は、持参のみ受付けています。



事務手順 3

入札保証金の納付
(令和2年9月8日(火)から
令和2年9月23日
(水)まで)

【説明】

入札に参加するに当たっては入札保証金の納付が必要です。(入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する金額です。)また、入札保証金は、契約保証金に充当できます。



事務手順 4

**入札及び開札の執行
落札者の決定**
(令和2年9月24日(木))

【説明】

入札金額は、最低売払価格以上の金額をもって入札に参加してください。(入札回数は、1回とし、同額の方が複数いる場合は、くじで落札者を決定します。)

入札後、直ちに開札を行い、開札結果を発表します。



事務手順 5
契約保証金の納入
(令和2年10月5日(月)まで)



事務手順 6
契約の締結
(令和2年10月5日(月))



事務手順 7
売買代金の納付
(令和2年10月26日(月)まで)



事務手順 8
所有権移転登記
(売買代金納付確認以降)

【説明】

落札が決定した後、10月5日(月)までに契約保証金を納付してください。契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上です。

【説明】

落札者と売買契約を締結します。

売買契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

【説明】

契約締結日以降、10月26日(月)までに売買代金を納付してください。

代金の支払いが完了した時点で、所有権が移転します。現状有姿のまま土地を引き渡します。(建物がある場合、管理責任も譲渡されます。)

【説明】

売買代金の納付が確認できたら市で本土地に係る所有権移転登記を行いますので、必要書類の提出をお願いします。

登録免許税等、所有権移転に必要な費用は落札者の負担となります。(建物がある場合、建物の所有権移転登記は行いません。当該建物解体後に市で滅失登記を行います。)

以上で事務手続は終了となります。

今回の売払い物件の売払い条件及び申込み手続きについて

1-1 売払う市有財産

- (1) 財産の種類 土地
 (2) 財産の明細、最低売払価格及び条件

| 物件番号 | 所在地 | | 登記地目 | 地積 | 最低売払価格 | 条件 |
|------|---------------------|-----------------------|------|--------------------------------|-------------|--------|
| R2-1 | ふじみ野市西二丁目 1828番4 | | 宅地 | 837.22 m ² | 80,000,000円 | 建物解体撤去 |
| R2-2 | 主 | ふじみ野市福岡 武蔵野1405番18 | 宅地 | 65.63 m ² | 7,555,000円 | 建物解体撤去 |
| | 従 | ふじみ野市福岡 武蔵野1405番20 | 道路 | 195 m ² 持分42/195 | | |
| R2-3 | ふじみ野市長宮一丁目 2番42 | | 宅地 | 370.53 m ² | 51,000,000円 | — |

※「最低売払価格」とは、「予定価格」であり、この金額以上の入札額を有効とします。

※売払い物件の詳細については、「物件調書」をご覧ください。なお、「物件調書」は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地及び諸規制については調査確認を行ってください。

1-2 建物解体撤去条件等（物件番号「R2-1」「R2-2」の物件について）

- (1) 落札者は、売買契約締結の日から1年以内に、売払い物件上に存する次の建物（建物付帯設備、建物内の動産その他残置物一切を含む。）を解体撤去しなければなりません。

| 物件番号 | 表題部の表示 | 種類 | 構造 | 床面積 |
|------|--------|-----|-----------------------------|-----------------------|
| R2-1 | 主である建物 | 保育所 | 軽量鉄骨・コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 | 318.76 m ² |
| | 附属建物 | 事務所 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | 110.82 m ² |
| R2-2 | 主である建物 | 公民館 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 | 52.7 m ² |

- (2) 建物のアスベスト含有については確認していません。

- (3) 売払い物件引渡し後の建物の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベストが含まれている場合はその撤去費用を含む。）は落札者の負担とします。

- (4) 建物解体撤去に伴う苦情等への対応や第三者に損害を与えた場合の対応は、全て落札者において行うものとします。

- (5) 落札者は、建物解体撤去が完了したときは、速やかに書面により市に報告しなければなりません。市は、解体撤去の確認後、速やかにこの建物の滅失登記を嘱託します。
- (6) 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、売払い物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売払い物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。
- (7) 落札者は、建物解体撤去が完了するまでの間、維持管理上必要なこと以外で、建物を使用することはできません。
- (8) 解体に係る騒音、振動及び粉じん対策については、次のとおり配慮してください。
- ① 建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用してください。
 - ② 騒音や振動による周辺住民とのトラブルを回避するため、騒音・振動計を外部から表示が確認できる敷地境界付近に設置するなど、住民理解に努めてください。
 - ③ 解体防音のパネル又はシートを解体建物の周囲に設置するなど、防音対策に努めてください。
 - ④ 作業は、十分に散水を行い、粉じんの飛散防止に努めてください。

2 入札保証金

入札に参加しようとする方は、市が定めた入札保証金を指定された納付方法及び期日までに納付しなければなりません。

なお、入札保証金の納入に要する経費は入札に参加する方の負担とします。

- (1) 入札保証金の率は、入札に参加しようとする方の見積もる入札金額の100分の5以上です。

[参考]

今回売払いにおける物件番号 R2-1 の場合、この物件の最低売払価格が80,000,000円となっていますので、この価格で入札（購入を希望）する場合は、次の金額の入札保証金が必要となります。

$$80,000,000 \text{ 円} \times \frac{5}{100} = \underline{\underline{4,000,000 \text{ 円以上の額}}} \text{ (入札保証金の金額)}$$

- (2) 落札者が納入した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができます。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付します。落札者には、契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後還付します。
- (4) 落札者が市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落

札を無効とし、入札保証金は市に帰属します。

3 一般競争入札に参加できる方

売払い物件の入札に参加することができる方の要件は、次のとおりです。

(1) 個人又は法人格を有する者。

なお、外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。）の方を含みます。ただし、この場合においては永住者及び特別永住者に限ります。

※ふじみ野市内の住所又は在勤の要件はありません。

(2) 第1－2項及び第5項に記載する要件を承諾する方

4 一般競争入札に参加できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(2) この公告の日から落札決定日までの期間においてふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）による入札参加停止の措置を受けている者

(3) この公告の日から落札決定日までの期間においてふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）による入札参加除外の措置を受けている者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(5) 個人にあつては暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に、法人にあつては役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっている者

(7) 前2号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(8) 日本語を理解できない者（代表して入札手続きを行う者以外の共有者を除く。）

- (9) 前各号に掲げる者のほか、一般競争入札の参加資格を有しないと市長が認めた者

5 売払い物件上に建築する建築物の使用制限

売払い物件上に建築する建築物を次の用途に供することは、禁止します。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の事務所等
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の事務所等

6 売払い物件上に建築する建築物について

- (1) 売払い物件上に建物を建築する際は、関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行ってください。また、市の関係条例及び開発行為等指導要綱等を遵守してください。
- (2) 建物の建築に当たっては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。

7 入札参加申込みの方法

入札に参加しようとする方は、受付期間中（9月8日（火）から9月23日（水）まで）に所定の申込書に必要書類を添付し、ふじみ野市役所総務部資産管理課へ持参し、申込みを行ってください。ただし、ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。（正午から午後1時までを除く。）

また、申込（代表）者本人が来られない場合は、委任状（様式は任意）を添付してください。（受任者は、本人確認ができる健康保険証又は運転免許証等を持参してください。）

8 入札参加申込書及び添付書類

入札参加申込みに当たっては、次の書類を取りまとめていただき御提出ください。

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

- (1) 市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書
- (2) 住民票の写し（個人の場合）又は登記全部事項証明書（法人の場合）
（発行日が申込日を基準日として3か月以内のもの）
- (3) 印鑑登録証明書

注意事項

連名での申込みの場合

2名以上の連名によることも可能とします。ただし、共有者全員が申込者の資格を有していることが必要です。

9 物件情報及び契約条項を示す書類の配付場所及び配付期間等

- (1) 配付場所

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所総務部資産管理課

- (2) 配付期間

令和2年9月7日（月）から令和2年9月23日（水）までとします。ただし、市の休日及び正午から午後1時までを除きます。

- (3) 市ホームページへの登載

市のホームページに本物件情報及び契約条項を登載します。

10 物件の説明会及び下見会の開催

入札に参加しようとする方は、物件調書を参考にして、各自で参加申込み前に必ず調査をしてください。

なお、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先としますので、必ず物件の調査をした上で、法令上の制限等を十分に確認してください。

また、物件の内覧を次のとおり実施しますので、内覧を希望する場合は、令和2年9月15日（火）15時までに次の連絡先に電話予約をしてください。

※予約連絡先 ふじみ野市総務部資産管理課

049-262-9050

- (1) 物件番号「R2-1」

①実施日 令和2年9月16日（水）

②実施時間 午前10時から午後3時まで

- (2) 物件番号「R2-2」

①実施日 令和2年9月17日（木）

②実施時間 午前10時から午後3時まで

(3) 物件番号「R2-3」

本売払い物件に関する下見会は行いません。申込みを希望する方は、各自で現地等を確認してください。

1 1 入札及び開札の場所及び日時

入札及び開札の場所及び日時は、次のとおりです。

(1) 入札及び開札の場所

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所本庁舎 2階A201会議室

(2) 入札及び開札日時

①物件番号 R2-1 令和2年9月24日(木) 午前9時00分

②物件番号 R2-2 令和2年9月24日(木) 午前9時30分

③物件番号 R2-3 令和2年9月24日(木) 午前10時00分

1 2 入札の方法

入札の方法は、次のとおりです。

(1) 入札参加者は、入札執行者の指示に従い、入札書を入札箱に投函します。

入札後、入札執行者は、直ちに開札を行うものとします。

(2) 入札回数は、1回とします。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 入札者の押印のない入札書によるもの

② 金額を訂正した入札書によるもの

③ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

④ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

⑤ 入札に参加する資格のない者がしたもの

⑥ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

⑦ 入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

⑧ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

⑨ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

⑩ 2通以上の入札書を提出したもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(4) 入札参加者が1人の場合でも入札は成立するものとします。

(5) 郵送等による入札書の提出は認めません。

1 3 落札者の決定方法

入札終了後、直ちに開札を行い、入札価格が最低売払価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数あるときは、くじで落札者を決定します。

なお、この場合において、当該最高の価格で入札した者は、くじを辞退することはできません。

1 4 契約及び契約保証金

落札者は、令和2年10月5日（月）までに契約を締結するとともに、契約保証金を納入しなければなりません。

なお、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上です。

[参考]

今回売払いにおける物件番号 R2-1 の場合、この物件の最低売払価格が80,000,000円となっていますので、この価格で落札した場合は、次の金額の契約保証金が必要となります。

$$80,000,000 \text{ 円} \times \frac{10}{100} = \underline{8,000,000 \text{ 円以上の額}} \text{ (契約保証金の金額)}$$

1 5 売買代金の納入

契約を締結した者は、令和2年10月26日（月）までに、ふじみ野市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売買代金を納付しなければなりません。

1 6 売払いに係る条件

- (1) 物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- (2) 現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (3) 対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施していません。
- (4) 対象物件の土地について、確定測量を実施しています。
- (5) 越境物があった場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っていません。
- (6) 建物の引渡しは現況のまま行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。残置物の撤去・処分については、市は対応しません。
- (7) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息をつけません。
- (8) 申込者は、この説明書、物件情報及び契約条項を熟知の上、申込みしてく

ださい。

- (9) 物件番号 R2-1 の敷地内にはブロック塀、フェンス、物置、子ども用遊具等が、物件番号 R2-2 の敷地内には屋根付きの自転車置き場等が存置されていますが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (10) 物件番号 R2-1 及び R2-2 には、上下水道設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。敷設設備の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地のブロック塀等について地上及び地下にて境界を越えている場合においても、現況引渡しとなりますので、移設、撤去、再築造及びその費用負担等について市は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣地等に電柱（電信柱、電柱付属品、電線等を含む）・支線・ごみ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者及び管理者等にお問い合わせください。市ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内（地中を含む）に浄化槽・ごみ・ガラ・砕石・切株等が存在しても、撤去及びその費用負担等について市は対応しません。
- (14) 物件の利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て落札者において行っていただきます。
- (15) この説明書に定めのない事項については、ふじみ野市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

17 その他

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とします。
- (2) 第1－2項又は第5項の規定に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。
- (3) 土地の所有権を第三者に移転するときは、第1－2項、第5項及び前号の規定を当該第三者に引き継ぐとともに遵守させなければなりません。

18 問合せ先

〒356－8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所総務部資産管理課

電話番号 049－262－9050（直通）

FAX番号 049－266－6245

E-Mail kanzai@city.fujimino.saitama.jp

市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

ふじみ野市長 宛て

※1 共有名義で申し込みをされる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続きを行う者の住所及び氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所、氏名及び共有持ち分割合を記入し、押印してください。

※2 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載すること。

| | | | |
|-------------|---------|----------------|--|
| 申込者 (※1) | 住所(※2) | 〒 | |
| | 氏名(※2) | (印) (印鑑証明印) | |
| | メールアドレス | 共有持分割合 | |
| | 電話番号 | — | |

| | | | |
|-----|----|----------------|--|
| 共有者 | 住所 | 共有持分割合 | |
| | 氏名 | (印) (印鑑証明印) | |
| | 住所 | 共有持分割合 | |
| | 氏名 | (印) (印鑑証明印) | |

ふじみ野市が実施する下記の一般競争入札に参加したいので、市有財産売払案内書等を確認の上、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 市有財産売払い物件公告日
令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号
- 申込物件

| 物件番号 | 所在地（主たる物件の所在地） |
|------|----------------|
| | |

- 必要書類 ※複数の物件について申し込みをされる場合、必要書類は1通で結構です。また、証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。
 - 個人の場合は住民票、法人の場合は全部事項証明書
 - 印鑑登録証明書
- 入札保証金 _____ 円

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 _____ 円)の返還を請求します。返還の際は、下記口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後2週間程度遅れて返還されることについて意義ありません。

記

| | | | | | |
|--|---------|----------------|-------|------|--|
| 入札保証金の返還請求者 | フリガナ | 〒 | | | |
| | 住所(所在地) | 〒 | | | |
| | フリガナ | | | | |
| | 氏名・名称 | (印) (印鑑証明印) | | | |
| 振込先 金融機関 (郵便局を除く) ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座 | 銀行 | 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | 信用金庫 | 口座名義人 | | | |
| | 農協 | フリガナ | | | |
| | 労働金庫 | 氏名・名称 | | | |

※複数の物件について申込み及び返還請求をされる場合、物件ごとに本書類が必要となります。

辞退届

令和 年 月 日付け参加申込みした下記の入札について、都合により辞退します。

記

1 市有財産売払い物件公告日

令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号

2 物件

| 物件番号 | 所在地（主たる物件の所在地） |
|------|----------------|
| | |

令和 年 月 日

代表申込者 (住所)
(氏名) ⑩

共有申込者 (住所)
(氏名) ⑩

共有申込者 (住所)
(氏名) ⑩

注) 記載する住所、氏名及び使用する印鑑は、当該辞退物件に関し既に提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所、氏名及び使用した印鑑としてください。

入 札 書

1 物件

| | |
|------|----------------|
| 物件番号 | 所在地（主たる物件の所在地） |
| | |

2 入札金額

| 金額 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |

(注) 金額は算用数字（1 2 3 ・ ・ ・）で記入し、頭部に¥を付記すること。

市有財産売払いに係る一般競争入札公告及び市有財産売払（土地）案内書等を熟知の上、入札します。

令和 年 月 日

ふじみ野市長 宛て

入札者 （住所）
 （氏名）

㊟

上記代理人 （住所）
 （氏名）

㊟

注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、事前に委任状（様式第4号）を提出してください。
- 2 代理人による入札の場合は、代理人印のみでよい。
- 3 入札者の住所及び氏名は、当該入札物件について提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所及び氏名としてください。

委 任 状

私は、㊟ を代理人と定め、下記の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

1 市有財産売払い物件公告日
令和 年 月 日 ふじみ野市告示第 号

2 物件

| 物件番号 | 所 在 地（主たる物件の所在地） |
|------|------------------|
| | |

令和 年 月 日

代表申込者 (住所)
(氏名) ㊟

共有申込者 (住所)
(氏名) ㊟

共有申込者 (住所)
(氏名) ㊟

注意事項

- 1 受任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 受任者の印は、認印でも差し支えない。
- 3 記載する住所、氏名及び使用する印鑑は、当該委任物件に関し既に提出済みの「市有財産（土地）売払一般競争入札参加申込書」で記入した住所、氏名及び使用した印鑑としてください。